日本私立大学協会

私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞

「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人谷岡学園
②設置大学名称	神戸芸術工科大学
③担当部署	事業推進課
④問合せ先	078-796-2562
⑤点検結果の確定日	令和 8 年 9 月 26 日
⑥点検結果の公表日	令和 8 年 9 月 28 日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.kobe-du.ac.jp/about/info/governance/
⑧本協会による公表	◉ 承諾する　○ 否認する

【備考欄】

○実施項目 2-1-①の説明に、URL を追加
○以下の実施項目の説明を変更
- 2-2-①
- 3-1-③
- 3-2-②
- 3-3-③
- 3-4-①
- 3-4-②

様式Ⅰ

Ⅰ－Ⅰ．「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則１　自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則１－１　建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則１－２　中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則２　公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則２－１　教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則２－２　多様性への対応	○
基本原則３　安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則３－１　理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則３－２　監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則３－３　評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則３－４　危機管理体制の確立	○
基本原則４　透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則４－１　教育研究・経営に係る情報公開	○

Ⅰ－Ⅱ．遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

Ⅰ－Ⅲ．遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ.「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１　建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目１－１①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の理念、教育目的や目標について、大学ホームページをはじめ、学園要覧、大学案内、キャンパスガイド等に明記し、学内外に周知している。 （掲載先 URL） https://www.kobe-du.ac.jp/about/vision/
実施項目１－１②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーを大学院・学部（学科）ごとに策定し、大学ホームページ等において明確に示している。また、自己点検・評価を毎年度実施し、その結果を教授会で共有する等、教育の質の向上に向けて継続的に取り組んでいる。さらに、自己点検・評価の結果を 3 年ごとに「自己点検評価書」にまとめ、大学ホームページに公表している。 （掲載先 URL） https://www.kobe-du.ac.jp/about/policy/ https://www.kobe-du.ac.jp/about/info/evaluation/
実施項目１－１③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	学長がリーダーシップを発揮できるよう、運営協議会や教授会のほか各種委員会を置き、教学マネジメント体制を構築している。また、学長の補佐体制として、副学長及び研究科長を置き、副学長が学務運営を補佐し、研究科長が大学院の教学運営業務を遂行している。
実施項目１－１④	説明
教職協働体制の確保	運営協議会の下部組織として各種委員会を置き、教育・研究活動等に関する各種会議の構成員に、事務職員もメンバーとなり、組織的な協働体制を整えている。
実施項目１－１⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	神戸芸術工科大学 FD・SD 委員会規程の目的のもと FD・SD 委員会を置き、FD・SD 研究会を実施している。委員会において年間の活動計画を策定し、大学全体で FD・SD 活動に取り組んでいる。

原則１－２　中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目１－２①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	公益財団法人 日本高等教育評価機構による「大学機関別認証評価」の結果を、中期計画に反映し作成している。
実施項目１－２②	**説明**
計画実現のための進捗管理	中期計画達成のための施策・投資計画に基づき、進捗状況を把握し、適切な施策・投資を講じている。また、その結果を事業報告書に取りまとめ、学園ホームページに掲載している。 （掲載先 URL） https://www.tanigaku.ac.jp/information/detail/4

原則２－１　教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目２－１①	説明
社会の要請に応える人材の育成	建学の理念及びディプロマポリシーに基づいた人材育成を行い、学生（卒業生)を社会に送り出している。その結果として、進路・就職実績を大学案内、大学ホームページに記載している。また、社会人等を対象にした体系的な知識・技術の修得を目指し、「キャリア・アップ　プログラム」として、クラフト分野の正規科目の中から実習系科目を中心に構成されたコースを開設している。 （掲載先 URL） https://www.kobe-du.ac.jp/support/career/result/ https://www.kobe-du.ac.jp/education/auditor/#anc3
実施項目２－１②	**説明**
社会貢献・地域連携の推進	自治体等と「連携・協力に関する協定」を締結し、地域が直面している課題に対し、アート・デザインの力を活用して解決する取り組みを、受託研究等において積極的に行っている。

原則２－２　多様性への対応

実施項目２－２①	説明
多様性を受容する体制の充実	国籍や心身の状況といった多様な背景を持つ学生に向け、安心して修学できる環境整備を進めている。外国人留学生入試の実施や各種留学生支援を展開するほか、障がい学生支援委員会のもとで合理的配慮のガイドライン等を運用し、受験時および入学後の個々のニーズに応じた組織的支援を行っている。 また、専任教職員に対して、出産・育児・介護等の事情に応じて各種休業制度や勤務時間短縮制度を活用することにより、柔軟な働き方を可能としている。
実施項目２－２②	説明
役員等への女性登用の配慮	役員及び評議員等の選任にあたっては、個々の資質・能力・経験に基づいた人選を行っている。

原則３－１　理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目３－１①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	理事の選任については、寄附行為に明確に定めている。本学園では理事選任機関は理事会としており、その選任過程については決議録に記録し保管している。また、理事長は本法人を代表し、その業務を総理することを寄附行為に定めている。理事長は、毎年度の年頭挨拶や学園広報誌で学園の方向性等について発信している。
実施項目３－１②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	理事長を補佐する代表業務執行理事として副理事長を置き、大学の持続的な成長と中長期的な安定経営のため適切な業務執行を推進している。また、各理事の職務・役割については理事会において決定し、各理事は法令及び寄附行為を遵守し、本法人のために忠実にその職務を行っている。理事長及び副理事長は評議員会に出席し、評議員から求められた事項について説明を行うことで、理事会と評議員会の建設的な関係性を維持している。
実施項目３－１③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	文部科学省や日本私立大学協会等の研修や学園主催会議への出席依頼のほか、各設置校の行事を案内し、参加機会を提供している。また、全ての理事に対し、学校法人の運営に必要となる法務・財務・ガバナンス等の知見や、最新動向を踏まえた実務的視点を体系的に習得できる情報媒体を提供している。

原則３－２　監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目３－２①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	寄附行為の定めにより、監事の独立性を確保する観点を重視し、評議員会の決議によって、監事3名を選任している。財務情報の透明性と信頼性担保の観点より評議員会において会計監査人を選任している。また、選任過程については議事録に記録し保管している。
実施項目３－２②	**説明**
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監査室は、法令、理事会経営方針及び学園諸規程に準拠し、業務の適正かつ効率的な執行及び不正防止を図るとともに、業務改善及び健全経営を実現し、もって学園の健全な発展と社会的信頼の保持に資することを目的に、監査計画を策定し監査を行っている。 監査室は、監事と連携し、監事による監査を支援するとともに、会計監査人が行う監査に協力・連携し、監査の効率的な実施に努めている。 三様監査推進懇談会及び理事長等との懇談会等を毎年度開催し、会計監査人、監事、監査室が情報共有、意見交換を行っている。 なお、令和8年度より、監事監査の推進として、理事と監事による意見交換会を計画し、実施の支援を行っている。
実施項目３－２③	**説明**
監事への情報提供・研修機会の充実	監事間情報交換会にて情報提供を行っている。また、文部科学省及び大学監査協会等の研修を案内している。

原則３－３　評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目３－３①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員の選任については、寄附行為に明確に定めており、創立者縁故者、法人職員、設置校卒業生、学識経験者など、大学の教育又は特性への理解があり、学校法人の適正な運営に必要な識見を有する者を選任している。また、選任過程については議事録に記録し保管している。

実施項目３－３②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	寄附行為において、評議員会の招集については、理事会の決議により理事長が招集すると定めており、評議員会における議決事項についても明確にしている。評議員は、本法人の業務若しくは財産の状況又は役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができることとしており、理事会との建設的な協働や相互牽制体制を確立している。
実施項目３－３③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	学園主催会議への出席依頼のほか、各設置校の行事を案内し、参加機会を提供している。また、全ての評議員に対し、学校法人の運営に必要となる法務・財務・ガバナンス等の知見や、最新動向を踏まえた実務的視点を体系的に習得できる情報媒体を提供している。

原則３－４　危機管理体制の確立

実施項目３－４①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	危機管理マニュアルを策定し、緊急事案発生時の処理体制を整えている。また、学内に防火・防災管理者を置き、消防計画の作成、避難訓練や防災意識向上のための計画・実施等を行い、危機管理意識の向上に努めている。また、諸規程を制定し、各種情報セキュリティ対策を行っている。
実施項目３－４②	説明
法令等遵守のための体制整備	本学は、全ての教育・研究活動、業務に関し、毎年度実施している自己点検・評価の実施ならびに、それら業務にかかるコンプライアンスとして基本方針等を定め、学長のリーダーシップのもと大学構成員が一体となり、法令等の遵守状況について点検している。また、定期的にコンプライアンス教育を実施している。 さらに、公益通報者保護法に基づく学校法人谷岡学園公益通報に関する規程を整備し、法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為に関する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受付ける窓口（内部・外部）を設置している。

原則４－１　教育研究・経営に係る情報公開

実施項目４－１①	説明
情報公開推進のための方針の策定	寄附行為に公表すべき事項を定め、事業報告や財務状況を学園ホームページに掲載している。そのほか、宣言・ガイドラインや学則・規程など、大学の適切な運営・管理に関する情報公開についても、大学ホームページに掲載している。 （掲載先 URL） https://www.kobe-du.ac.jp/about/info/
実施項目４－１②	**説明**
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	大学ホームページでは、トップ画面から対象者別ページへと誘導が可能となっており、教育研究に係る情報をはじめ、目的に応じた情報発信を行っている。また、レスポンシブデザインにより、視覚的にも分かりやすく整理している。その他、主要 SNS も積極的に活用しており、様々なコンテンツを用いて理解促進に努めている。 （掲載先 URL） https://www.kobe-du.ac.jp/

Ⅱ－Ⅱ.「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明